

令和 8 年度

行政政策学類

学校推薦型選抜

小論文  
問題冊子

時間 90 分

---

注意事項

---

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子はこの表紙を除いて、1 枚です。  
また、この冊子とは別に資料集、解答用紙、下書き用紙があります。  
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出て下さい。
3. 解答用紙の受験番号欄には、必ず、受験番号を記入して下さい。
4. 解答は、別紙の解答用紙の解答欄に横書きで記入して下さい。
5. 解答用紙は持ち帰らないで下さい。問題冊子及び資料集、下書き用紙は持ち帰って構いません。

<資料>は、大谷弘『道徳的に考えるとはどういうことか』(筑摩書房、2023年)の一部である。資料を読んで、下記の設問に答えなさい。

- (1) 傍線部①「道徳的思考とは社会が恣意的に決めた規則を適用することだ、というイメージ」について筆者はどのように考えているか、本文に即して説明しなさい。

(1行20字詰め、10行以内)

- (2) 傍線部②「なぜ和合の非暴力直接行動は否定され、キングのそれは肯定されるのか」という問いかけに対して筆者はどのように考えているのか、本文に即して説明しなさい。

(1行20字詰め、15行以内)

- (3) 本文を踏まえて傍線部③「基本的人権や人間の尊厳」が問題になる事例を挙げ、なぜその事例を挙げるのか、あなたの考えを述べなさい。

(1行20字詰め、20行以内)

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときは、1マスを空けること。

# 令和8年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

## 行政政策学類 学校推薦型選抜

本問は、大谷弘『道徳的に考えるとはどういうことか』（筑摩書房、2023年）の一部を資料として用い、受験生の読解力や要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において、筆者は、道徳的思考に対してしばしば持たれているイメージには筆者としては受け入れがたいものがあるとし、他者を思いやることが道徳的思考の重要な要素であると説いている。そして、基本的人権や人間の尊厳に関わるのであれば、法律違反は逆に法律への尊敬の念を示す行為となり得るとする。こうした当たり前を問い直すような筆者の見解を理解し、適切な事例に結びつけ、考えを述べられるかを問う。

設問(1)では、道徳的思考に対してしばしば持たれているイメージの中から、道徳的思考とは社会が恣意的に決めた規則を適用することだというイメージに対する筆者の態度とその理由を理解し、的確に要約できるかをみる。

設問(2)では、和合とキングの直接行動を例に挙げ、前者は否定され、後者は肯定される理由を理解した上で、的確に要約できるかをみる。

設問(3)では、基本的人権や人間の尊厳に関わるのであれば、法律違反は逆に法律への尊敬の念を示す行為となり得るとする筆者の見解を踏まえて、適切な事例を挙げて、それがなぜ適切なのかを論理的に説明することができるかを問う。

令和8年度  
行政政策学類  
学校推薦型選抜

小論文資料  
文集

時間 90分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 資料集はこの表紙を除いて、**16**枚です。  
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出てください。

< 資料 >

大谷弘『道徳的に考えるとは』(筑摩書房  
二〇三三年)

1

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承ください。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承ください。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承ください。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

(問題作成の都合上、本文の一部と本文注の文献情報を省略した。また、一部のルビは出題者がつけたものである。)